



2016年5月24日

各 位

会社名 アイホン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 市川 周作  
(コード番号 6718 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画室副室長 和田 健  
(TEL 052-228-8181)

### 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、2007年6月28日開催の当社第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について株主の皆様にご承認いただき、2010年6月29日開催の当社第52回定時株主総会及び2013年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、その一部を変更した上で（以下、変更を経た後の、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。）、その継続についてご承認をいただき、現在に至っております。本プランの有効期限は、2016年6月29日開催予定の第58回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しない（廃止する）ことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、2007年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として、2007年6月28日開催の当社第49回定時株主総会におけるご承認を得て、買収防衛策を導入し、その後、その一部を変更した上で現在に至っております。

しかしながら、本プランの前提となる買収防衛策の導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する整備が浸透しており、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの前提となる導入目的も一定程度担保されていることから、本プランを継続する意義が相対的に

低下してきていると考えられます。

このような状況を踏まえ、当社は、本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、本プランの取扱いについて、慎重に検討を重ねた結果、本日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しない（廃止する）ことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの非継続後も当社株式の大量買付けが行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、必要に応じて、法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上